

「公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書」の

一部改正新旧対照表

改 正	現 行
<p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号            一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1881 号            一部改正 平成 29 年 3 月 15 日付け 28 年度発中畜第 2921 号            一部改正 平成 30 年 3 月 14 日付け 29 年度発中畜第 5245 号            一部改正 平成 31 年 3 月 13 日付け 30 年度発中畜第 4930 号            一部改正 令和 2 年 3 月 19 日付け 元年度発中畜第 5085 号            一部改正 令和 4 年 3 月 16 日付け 3 年度発中畜第 7395 号</p>	<p>制 定 平成 28 年 3 月 17 日付け 27 年度発中畜第 1401 号            一部改正 平成 28 年 12 月 14 日付け 28 年度発中畜第 1881 号            一部改正 平成 29 年 3 月 15 日付け 28 年度発中畜第 2921 号            一部改正 平成 30 年 3 月 14 日付け 29 年度発中畜第 5245 号            一部改正 平成 31 年 3 月 13 日付け 30 年度発中畜第 4930 号            一部改正 令和 2 年 3 月 19 日付け 元年度発中畜第 5085 号</p>
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書(以下「業務方法書」という。)は、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体公募要領」(平成 28 年 1 月 18 日付け 27 生畜第 2389 号農林水産省生産局長通知)により基金管理団体として選定された公益社団法人中央畜産会(以下「中央畜産会」という。)が、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱」(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)及び「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1621 号農林水産省生産局長通</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書(以下「業務方法書」という。)は、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体公募要領」(平成 28 年 1 月 18 日付け 27 生畜第 2389 号農林水産省生産局長通知)により基金管理団体として選定された公益社団法人中央畜産会(以下「中央畜産会」という。)が、「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱」(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1572 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。 ) 「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱」(平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生畜第 1574 号農林水産事務次官依命通知。以下「実</p>

知。以下「実施要領」という。)に基づき行う畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(以下「本事業」という。)に係る業務の方法について基本事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 中央畜産会は、本事業の各業務を行うに当たっては、その重要性に鑑み、交付等要綱、実施要領、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連携の下に交付等要綱第 37に基づき造成された畜産・酪農収益力強化総合対策基金(以下「基金」という。)を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続きに従い、交付等要綱別表 1(第6関係)に規定された事業実施主体、都道府県、リース事業者及び畜産クラスター協議会(以下「事業実施主体等」という。以下同じ。)に対する本事業に係る補助金等の交付事業その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

(事業実施要領の作成)

第3条 交付等要綱第 6の3の事業の実施に当たり、中央畜産会は、当該事業に係る事業実施要領(以下「畜産経営体質強化資金対策事業実施要領」という。)を作成し、農林水産省畜産局長(以下「畜産局長」という。)の承認を受けるものとし、畜産経営体質強化資金対策事業実施要領に基づき、事業を実施するものとする。

第2章 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業

(基金管理団体の業務)

第4条 中央畜産会が、本事業において実施する業務は、交付等要綱別表 1(第6関係)に定められた事業内容ごとに、事業実施主体等に対して補助金

施要綱」という。)「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)に基づき行う畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(以下「本事業」という。)に係る業務の方法について基本事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 中央畜産会は、本事業の各業務を行うに当たっては、その重要性に鑑み、交付要綱、実施要綱、実施要領、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連携の下に実施要綱第 10に基づき造成された畜産・酪農収益力強化総合対策基金(以下「基金」という。)を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続きに従い、実施要綱別表(第4関係)に規定された事業実施主体、都道府県、リース事業者及び畜産クラスター協議会(以下「事業実施主体等」という。以下同じ。)に対する本事業に係る補助金等の交付事業その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

(事業実施要領の作成)

第3条 実施要綱第 4の3の事業の実施に当たり、中央畜産会は、当該事業に係る事業実施要領(以下「畜産経営体質強化資金対策事業実施要領」という。)を作成し、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)の承認を受けるものとし、畜産経営体質強化資金対策事業実施要領に基づき、事業を実施するものとする。

第2章 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業

(基金管理団体の業務)

第4条 中央畜産会が、本事業において実施する業務は、実施要綱別表(第4関係)に定められた事業内容ごとに、事業実施主体等に対して補助金の

の交付を行う事業（以下「補助金交付事業」という。）に係る業務、自ら事業実施主体として実施する事業（以下「事業実施主体事業」という。）に係る業務及び基金管理に係る業務とする。

（補助金交付事業）

第5条 中央畜産会が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、交付等要綱別表（第6関係）の1の（1）（2）（3）のア、（4）から（6）まで及び2の（1）から（3）までの事業とする。

（事業実施主体事業）

第6条 中央畜産会が、自ら実施する事業は、交付等要綱別表1（第6関係）の1の（2）（3）のイ、2の（4）及び3の事業とする。

### 第3章 補助金交付事業の実施

（国が承認した事業実施計画の把握等）

第7条 公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）は、交付等要綱第6の1の（2）（5）（6）及び2の事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長等をいう。以下同じ。）が承認（承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。）した事業実施計画の通知を地方農政局長等より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

2 交付等要綱第6の1の（2）（5）（6）及び2の（1）から（3）までの事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続きを行うものとする。

（1）会長が別に定める公募要領により応募した団体の中から事業実施主

の交付を行う事業（以下「補助金交付事業」という。）に係る業務、自ら事業実施主体として実施する事業（以下「事業実施主体事業」という。）に係る業務及び基金管理に係る業務とする。

（補助金交付事業）

第5条 中央畜産会が、事業実施主体等に対して補助金の交付を行う事業は、実施要綱別表（第4関係）の1の（1）（2）（3）のア、（4）（5）（6）2の（1）（2）（3）及び（4）の事業とする。

（事業実施主体事業）

第6条 中央畜産会が、自ら実施する事業は、実施要綱別表（第4関係）の1の（2）の事業、1の（3）のイ、2の（5）及び3の事業とする。

### 第3章 補助金交付事業の実施

（国が承認した事業実施計画の把握等）

第7条 公益社団法人中央畜産会会長（以下「会長」という。）は、実施要綱第4の1の（2）（5）（6）及び2の事業を除く補助金交付事業について、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を所管する地方農政局長をいう。以下同じ。）が承認（承認を受けた事業実施計画に係る変更等の承認を含む。以下同じ。）した事業実施計画の通知を地方農政局長より受けることにより、承認された事業実施計画の内容を確認・把握するものとする。

2 実施要綱第4の1の（2）（5）（6）2の（1）（2）（3）及び（4）の事業の実施に当たり、会長は、次に掲げる手法により必要な手続きを行うものとする。

（1）会長が別に定める公募要領により応募した団体の中から事業実施主

体を選定し、その結果を畜産局長に報告するものとする。

- (2) 事業実施主体が提出した事業実施計画書を取りまとめ、畜産局長に提出し、承認を受けるものとする。
- (3) 畜産局長から承認があった場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(事業実施主体等への補助金の交付決定等)

第8条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等からの補助金交付申請書の提出を受け、前条により通知を受けた事業実施計画との整合性を確認し、補助金の交付が適当と判断される場合には、速やかに交付決定を行い、補助金交付に係る条件を付して事業実施主体等に補助金交付決定の通知を行うものとする。

また、会長は、畜産局長又は地方農政局長等が変更承認した事業実施計画の内容を確認・把握し、事業実施主体等からの補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、前記手続きに準じて処理し、交付決定の変更通知を行うものとする。

2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、交付等要綱第6の1の(1)(3)のア及び(4)の事業において、地域の实情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、止むを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う事業実施主体等がある場合は、事業実施主体等は、その理由を明記した交付決定前着工(又は着手)届を地方農政局長等及び会長に提出するものとする。

3・4 (略)

5 会長は、交付等要綱第6の1の(1)及び(4)の事業において、地方農政局長等から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することが

体を選定し、その結果を生産局長に報告するものとする。

- (2) 事業実施主体が提出した事業実施計画書を取りまとめ、生産局長に提出し、承認を受けるものとする。
- (3) 生産局長から承認があった場合は、その旨を事業実施主体に通知するものとする。

(事業実施主体等への補助金の交付決定等)

第8条 会長は、補助金交付事業について、事業実施主体等からの補助金交付申請書の提出を受け、前条により通知を受けた事業実施計画との整合性を確認し、補助金の交付が適当と判断される場合には、速やかに交付決定を行い、補助金交付に係る条件を付して事業実施主体等に補助金交付決定の通知を行うものとする。

また、会長は、生産局長又は地方農政局長が変更承認した事業実施計画の内容を確認・把握し、事業実施主体等からの補助金変更交付申請書の提出を受けた場合は、前記手続きに準じて処理し、交付決定の変更通知を行うものとする。

2 本事業の実施は、補助金の交付決定後に行うものとするが、実施要綱第4の1の(1)(3)のア及び(4)の事業において、地域の实情に応じて事業の円滑な実施を図る上で、止むを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う事業実施主体等がある場合は、事業実施主体等は、その理由を明記した交付決定前着工(又は着手)届を地方農政局長及び会長に提出するものとする。

3・4 (略)

5 会長は、実施要綱第4の1の(1)及び(4)の事業において、地方農政局長から事業の完了年度の変更に係る承認を受けた事業実施計画について、止むを得ない理由により補助事業が予定の期間内に完了することが

できないことから地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条又は第220条第3項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。

なお、会長は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

(事業の実績報告及び補助金の支出等)

第9条 (略)

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性並びに実施要領別紙1の第8の1の(11)に基づく地方農政局長等からの通知を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、交付等要綱第6の1の(1)(3)のア及び(4)の事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の5に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

3～6 (略)

7 会長は、交付等要綱第6の2の(1)から(4)までの事業について、畜産局長に承認された計画が複数年度にわたって事業を実施することを内容とする場合には、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、事業実施

できないことから地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条又は第220条第3項に規定する繰越しについて、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は、これを承認することができるものとする。

なお、会長は、都道府県知事から繰越承認申請書の提出があった場合は管轄する地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等に意見を求めることができるものとする。

(事業の実績報告及び補助金の支出等)

第9条 (略)

2 会長は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、前条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、補助金の額を確定し、事業実施主体等に通知するとともに、速やかに補助金の支払いを行うものとする。

また、会長は、実施要綱第4の1の(1)(3)のア及び(4)の事業について、前記により補助金の額を確定した場合は、実績報告書の写し等を添え、地方農政局長等に報告するものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、実施要綱第2の5に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

3～6 (略)

7 会長は、実施要綱第4の2の(1)(2)(3)及び(4)の事業について、生産局長に承認された計画が複数年度にわたって事業を実施することを内容とする場合には、事業実施年度の翌年度の4月10日までに、事業

主体から実施状況の報告を受けるものとする。

(補助金の概算払)

第10条 (略)

2 会長は、前項の提出があった場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の概算払を行うものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、交付等要綱第4の5に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 会長は、畜産局長から事業の中止又は廃止の通知があった場合及び次に掲げる場合には、第8条第1項の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更(以下「取消等」という。)することができる。

(1)~(4) (略)

2~4 (略)

5 第9条第4項及び本条により返納された補助金及び加算金は、基金に繰り入れるものとする。

(補助金交付事業に係る中央畜産会の責務)

第12条 中央畜産会は、畜産局長又は地方農政局長等が承認した事業実施計画が適切に実行されるよう、円滑かつ適正な補助金交付を行わなければなら

実施主体から実施状況の報告を受けるものとする。

(補助金の概算払)

第10条 (略)

2 会長は、前項の提出があった場合には、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、第8条第1項による補助金交付決定の内容及びこれに付した条件との整合性を確認し、補助金の支出が適当であると判断される場合には、交付決定を行った額の範囲内で補助金の概算払を行うものとする。

なお、会長は、実施要領別紙2の事業にあつては、同要領別紙2の第3の1のリース事業者等に対して補助金の支払いを行うとともに、実施要綱第2の5に基づき会長が公募により選定した事業実施主体に対して補助金の支払日を通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 会長は、生産局長から事業の中止又は廃止の通知があった場合及び次に掲げる場合には、第8条第1項の交付決定の全部又は一部を取消し又は変更(以下「取消等」という。)することができる。

(1)~(4) (略)

2~4 (略)

5 第9条第3項及び本条により返納された補助金及び加算金は、基金に繰り入れるものとする。

(補助金交付事業に係る中央畜産会の責務)

第12条 中央畜産会は、生産局長又は地方農政局長が承認した事業実施計画が適切に実行されるよう、円滑かつ適正な補助金交付を行わなければなら

らない。

また、交付決定及び補助金の支払いを行うに当たり、疑義がある場合には、速やかに畜産局長及び地方農政局長等に報告し、適切な対応について必要な指示を受けるものとする。

#### 第4章 事業実施主体事業の実施

(事業実施計画の作成・承認)

第13条 中央畜産会は、事業実施主体事業の実施に当たり、実施要領第5の規定に従い、事業実施計画を作成し、畜産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

第14条・第15条 (略)

(事業実施主体事業に係る中央畜産会の責務)

第16条 中央畜産会は、国、都道府県、関係団体と連携し、本事業の趣旨が徹底されるよう、適切に事業を執行しなければならない。また、このために、国、都道府県、関係団体等と連携し、積極的な事業の周知に努めなければならない。

#### 第5章 適切な基金の管理

第17条 (略)

2 中央畜産会は、交付等要綱別表1(第6関係)に定める事業内容の1の(1)から(4)まで、1の(5)及び(6)、2、3ごとに経理を区分して管理するものとする。

3 (略)

ない。

また、交付決定及び補助金の支払いを行うに当たり、疑義がある場合には、速やかに生産局長及び地方農政局長に報告し、適切な対応について必要な指示を受けるものとする。

#### 第4章 事業実施主体事業の実施

(事業実施計画の作成・承認)

第13条 中央畜産会は、事業実施主体事業の実施に当たり、実施要領第5の規定に従い、事業実施計画を作成し、生産局長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

第14条・第15条 (略)

(事業実施主体事業に係る中央畜産会の責務)

第16条 中央畜産会は、国、都道府県、関係団体と連携し、本事業の趣旨が徹底されるよう、適切に執行しなければならない。また、このために、国、都道府県、関係団体等と連携し、積極的な事業の周知に努めなければならない。

#### 第5章 適切な基金の管理

第17条 (略)

2 中央畜産会は、実施要綱別表(第4関係)に定める事業内容の1の(1)から(4)まで、1の(5)及び(6)、2、3ごとに経理を区分して管理するものとする。

3 (略)

4 中央畜産会は、基金を交付等要綱及び実施要領に定められた用途以外の目的で使用してはならない。また、本事業に係る支出は、基金から行われなければならない。

5・6 (略)

7 中央畜産会は、前項の管理により果実が生じた場合は、これを基金に繰り入れるものとし、畜産局長の承認を得て、管理事務費を含め第4条に掲げる事業に充てることができるものとする。

8 中央畜産会は、本事業の終了後において、基金に残額が生じた場合、その国庫への返還手続等について、畜産局長の指示を受けるものとする。また、本事業が終了する前において、当該事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)3の(4)のアの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく畜産局長の指示を受けるものとする。

## 第6章 報告

(事業実施状況の報告)

第18条 中央畜産会は、交付等要綱第37の3に基づき、毎年度、畜産局長に基金の管理状況を報告しなければならない。

## 第7章 雑則

(財産の管理等)

第19条 (略)

4 中央畜産会は、基金を実施要綱及び実施要領に定められた用途以外の目的で使用してはならない。また、本事業に係る支出は、基金から行われなければならない。

5・6 (略)

7 中央畜産会は、前項の管理により果実が生じた場合は、これを基金に繰り入れるものとし、生産局長の承認を得て、管理事務費を含め第4条に掲げる事業に充てることができるものとする。

8 中央畜産会は、本事業の終了後において、基金に残額が生じた場合、その国庫への返還手続等について、生産局長の指示を受けるものとする。また、本事業が終了する前において、当該事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)3の(4)のアの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく生産局長の指示を受けるものとする。

## 第6章 報告

(事業実施状況の報告)

第18条 中央畜産会は、実施要綱第10の3に基づき、毎年度、生産局長に基金の管理状況を報告しなければならない。

## 第7章 雑則

(財産の管理等)

第19条 (略)



(財産の処分の制限)

第 20 条 会長は、事業実施主体等に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に準じて、取得財産等を交付等要綱第 6の 1 の( 1 ) ( 3 ) のア及び( 4 )の事業にあっては地方農政局長等、交付等要綱第 6の 1 の( 2 )及び 2 の事業にあっては会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2 取得財産等のうち、前項の規定の対象となるものは、交付等要綱第 27の 1 及び 2 に規定する。

3 (略)

4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、交付等要綱第 6の 1 の( 1 ) ( 3 ) のア及び( 4 )の事業にあっては地方農政局長等、交付等要綱第 6の 1 の( 2 )及び 2 の事業にあっては会長の承認を受けなければならない。

5 前項に規定する手続は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて行うこととし、中央畜産会は、畜産局長へ承認に当たっての意見を求めることができるものとする。

(残存物件の処理)

第 21 条 事業実施主体等 (交付等要綱第 6の 1 の( 2 )の事業にあってはリース事業者及び畜産クラスター協議会を除く。)は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び

(財産の処分の制限)

第 20 条 会長は、事業実施主体等に対して「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)第 22 条に準じて、取得財産等を実施要綱第 4の 1 の( 1 ) ( 3 ) のア及び( 4 )の事業にあっては地方農政局長、実施要綱第 4の 1 の( 2 )及び第 4 の 2 の事業にあっては会長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2 取得財産等のうち、前項の規定の対象となるものは、交付要綱第 20の 1 及び 2 に規定する。

3 (略)

4 事業実施主体等は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、実施要綱第 4の 1 の( 1 ) ( 3 ) のア及び( 4 )の事業にあっては地方農政局長、実施要綱第 4の 1 の( 2 )及び第 4 の 2 の事業にあっては会長の承認を受けなければならない。

5 前項に規定する手続は、「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準じて行うこととし、中央畜産会は、生産局長へ承認に当たっての意見を求めることができるものとする。

(新設)

取得価格を交付等要綱第6の1の(1)(3)のア及び(4)の事業にあつては地方農政局長等、交付等要綱第6の1の(2)及び2の事業にあつては会長に報告しその指示を受けなければならない。

(帳簿の備付け等)

第22条 (略)

2 中央畜産会は、事業実施主体等に対し、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項の帳簿に加え、財産管理台帳を整備保管するよう指導するものとする。

3 (略)

(補助金交付の際付すべき条件)

第23条 会長は、第5条の補助金交付事業により事業実施主体等に対して補助金を交付するときは、本業務方法書第19条から第22条までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 事業実施主体等は、本事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 事業実施主体等は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(帳簿の備付け等)

第21条 (略)

2 中央畜産会は、事業実施主体等に対し、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産の処分制限期間中、前項の帳簿に加え、財産管理台帳を整備保管するよう指導するものとする。

3 (略)

(補助金交付の際付すべき条件)

第22条 会長は、事業実施主体等に補助金を交付するときは、本業務方法書第19条から第21条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、会長は、民間事業者等の事業実施主体等に補助金を交付するときは、事業実施主体等に対して、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 事業実施主体等は、本事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合は、一般競争入札に付さなければならない。ただし、本事業の運営上、一般競争入札に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争入札又は随意契約によることができる。

(2) 事業実施主体等は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(事業参加承認の際に付すべき条件)

第 24 条 会長は、第 6 条の事業実施主体事業のうち、交付等要綱別表 1 (第 6 関係) の 1 の ( 2 ) の事業について、実施要領別紙 2 の第 5 の 4 の ( 4 ) による事業参加を承認するときは、交付等要綱及び実施要領に従うべきことその他、実施要領別紙 2 の第 3 の 1 の導入方式に応じて、本業務方法書の第 19 条から第 23 条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

第 25 条 (略)

附則

この業務方法書は、令和 4 年 3 月 16 日 (理事会の決議のあった日) から施行し、畜産局長の承認のあった日 (令和 4 年 3 月 31 日) から適用する。

(新設)

(その他)

第 23 条 (略)